

石巻市立大川小学校
御担当者 殿

宮城県教育庁福利課企画管理班長

行方不明者に係る退職手当の請求について

この度の大震災により多大な被害を受けられたこと、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の震災による被害により行方不明となりその生死が3月間分からない職員につきまして、職員の退職手当に関する条例の一部改正（6月27日施行予定）により3月11日に死亡したものと推定して退職手当を支給することになりました。

今回の条例改正につきましては、震災により多数の行方不明者が発生していることにかんがみ残された行方不明職員の家族の早期の生活再建に資するよう速やかに退職手当を支給するため、国において新たに法律が施行されたことに伴うものであります。

つきましては、該当する職員の退職手当を受けるべき遺族を確認の上、上記の条例改正の趣旨等を含めて退職手当の請求手続きについて遺族へ連絡いただきますようお願いいたします。また、職員の親族を確認した結果、退職手当を受けるべき遺族がない又は遺族を確認しているものの当該遺族からの請求手続きがなされないという場合は、別添「行方不明者に係る遺族等確認結果報告書」を提出願います。

なお、遺族につきましては、県条例により下記のとおり規定されておりますので遺漏がないよう確認願います。

記

1 職員の退職手当に関する条例第2条の2（遺族の範囲及び順位）

第1項 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

第1号 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

第2号 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

第3号 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

第4号 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

※ 決定（優先）順位は第1号→第4号の順で、第2号・第4号内においては記載の順
生計維持の認定は、①扶養手当上の扶養親族、②共済組合における被扶養者、③税法上の扶養控除対象者、④住民票等における同一の居住等を総合的に勘案して判断される

担当 教育庁福利課企画管理班
退職手当担当 佐藤
電話 022-211-3672
FAX 022-211-3695

行方不明者に係る遺族等確認結果報告書

1. 職員(東北地方太平洋沖地震による被害により行方不明となりその生死が3月間分からないもの)

所属名		職名	
氏名		生年月日	

2. 遺族等の確認結果(3/11時点の内容を記載のこと)

職員の親族	氏名	続柄	年齢 (未成年者のみ記入)	職員との 生計関係 の有無	職員と 同居の 有無	遺族 (該当者に ○を記入)	備考 (大震災による 被災の有無等)
			歳	有(根拠: 無))同居 別居		
			歳	有(根拠: 無))同居 別居		
			歳	有(根拠: 無))同居 別居		
			歳	有(根拠: 無))同居 別居		
			歳	有(根拠: 無))同居 別居		
			歳	有(根拠: 無))同居 別居		

3. 職員(行方不明者)に係る戸籍法上の死亡届について(当報告書提出時点の内容を記載のこと)

死亡届提出の有無	
未提出の場合の今後の提出予定等	

4. 遺族等との連絡調整の経過(6/27条例改正以後における遺族等とのやり取りを簡潔に記載すること)

月日	学校側担当者	遺族等	内容
(例)	宮城校長	福利花子	職員宅へ訪問し、今回の退職手当の条例改正の趣旨及びそれに伴い退職手当が支給されることになったことを連絡し、退職手当の請求手続きの説明及び請求書類様式を配布した。
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			

上記1の職員の退職手当に係る遺族等について確認を行った結果は上記2から4のとおりです。

平成 年 月 日

所属長 _____ (公印)

※この報告書は次のいずれかに該当する場合にのみ提出すること
 ・退職手当を受けるべき遺族が誰もいないことを確認したとき
 ・既に遺族を確認・特定しているが、請求手続きの説明後2月経過してもなお請求行為が行われる見込みがないとき